

- 全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正について
- 全国知事会事務局職員等の服務に関する規則の一部改正について

平成 22 年 4 月 6 日

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正について

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を次のように改正する。
第十八条に第二項を加える。

(超過勤務手当)

第十八条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分ごとにそれぞれ定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの場合はその割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（休日給が支給されることとなる日を除く）における勤務 百分の百二十五
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 百分の百三十五

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が一カ月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

附則第10項中「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年四月六日から施行し、同年四月一日から適用する。

(改正事由)

全国知事会職員の給与は国家公務員の給与に準じているが、国において一カ月六十時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合が百分の百五十に引き上げられたことに伴い、同様の改正を行うものである。

また、現下の厳しい財政状況の中、各都道府県にあつては、事務事業の見直し、職員の給与カット等諸経費を抑制し、効率的な行財政運営に努めているところであり、各都道府県の分担金で運営する本会としても、より一層の効率的な運営に努める必要があることから、引き続き職員の給与の抑制措置を継続するため、規則の整備を行うものである。

(参考)

平成十七年四月一日から同率の給与減額を実施

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(超過勤務手当) 第十八条 (略)</p> <p>2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が一月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>附 則</p>	<p>(超過勤務手当) 第十八条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分ごとにそれぞれ定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの場合はその割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>一 正規の勤務時間が割り振られた日(休日給が支給されることとなる日を除く)における勤務 百分の百二十五</p> <p>二 前号に掲げる勤務以外の勤務 百分の百三十五</p> <p>附 則 (指定職俸給表を受ける者の給料の額)</p>

8 略

9 略

10 前二項の特例は、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に限り行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月六日から施行し、同年四月一日から適用する。

8 第四条第一項第一号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額は、第五条及び全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則施行規程第三条但し書きの規定にかかわらず、これらの規定により定められた俸給月額から当該俸給月額に事務総長にあっては百分の五、事務局次長にあっては百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。
ただし、退職手当の算出の基礎となる給料の月額は、この限りでない。

9 (その他職員の給料の額)
9 第四条第一項第二号に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、全国知事会事務局の組織等に関する規則第三条第二項の規定に定める部(室)長及び副部(室)長にある者で、その職務の級が七級以上の者に係る給料月額は、第四条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた給料月額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、管理職手当、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

10 前二項の特例は、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り行うものとする。

全国知事会事務局職員等の服務に関する規則の一部改正について

全国知事会事務局職員等の服務に関する規則の一部を次のように改正する。

第四条の一部を改正する。

(週休日及び一週間の勤務時間等)

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ)とする。

2 勤務時間は、休憩時間を除き、一週間につき三十八時間四十五分とする。

3 前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。

4 勤務時間は午前八時三十分から午後五時十五分までとする。但し、事務総長は前二項に規定する範囲で通勤事情等を勘案して、別に勤務時間を定めることができる。

5 前項の勤務時間のうちには、正午から午後一時までの休憩時間をおく。

第六条の三の次に第六条の四を加える。

(超勤代休時間の指定)

第六条の四 月六十時間を超える超過勤務を行った職員に対して、超過勤務手当の支給割合の引上げ分に代えて、超勤代休時間を指定することができる。

2 超勤代休時間の指定及び手続きに関する必要な事項は、全国知事会事務局職員等の服務に関する規則施行規程で定める。

附則

1 この規則は、平成二十二年四月六日から施行し、同年五月一日から適用する。

(改正事由)

国家公務員の勤務時間を一日八時間から七時間四十五分とする改定が平成二十一年四月から実施されおり、都道府県においてもこの三月議会までに全都道府県が導入を決定しているため、本会職員についても同様の措置を行うものである。また、月六十時間を超える超過勤務を命ぜられた職員については、職員に休息の機会を与えるため超過勤務手当の支給に代えて超勤代休時間を指定できる制度が新設されたので同様の改正を行うものである。

全国知事会事務局職員等の服務に関する規則の一部改正案新旧対照表

改正案	現行
<p>(週休日及び一週間の勤務時間等)</p> <p>第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ）とする。</p> <p>2 勤務時間は、休憩時間を除き、一週間につき三十八時間四十五分とする。</p> <p>3 前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>4 勤務時間は午前八時三十分から午後五時十五分までとする。但し、事務総長は前二項に規定する範囲で通勤事情等を勘案して、別に勤務時間を定めることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(超過勤務)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(週休日の振替)</p> <p>第六条の二 (略)</p>	<p>(週休日及び一週間の勤務時間等)</p> <p>第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ）とする。</p> <p>2 勤務時間は、休憩時間を除き、一週間につき四十時間とする。</p> <p>3 前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>4 勤務時間は午前八時三十分から午後五時三十分までとする。但し、事務総長は前二項に規定する範囲で通勤事情等を勘案して、別に勤務時間を定めることができる。</p> <p>5 前項の勤務時間のうちには、正午から午後一時までの休憩時間をおく。</p> <p>(超過勤務)</p> <p>第六条 業務の都合により、正規の勤務時間を超え若しくは休日に勤務を命ずることができる。</p> <p>(週休日の振替)</p> <p>第六条の二 事務総長は、週休日とされた日に職員に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務時間が割り振られた日のうち規程で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務するこ</p>

(休日日の代休日)
第六条の三 (略)

(超勤代休時間の指定)

第六条の四 月六十時間を超える超過勤務を行った職員に対して、超過勤務手当の支給割合の引上げ分に代えて、超勤代休時間を指定することができる。

2 超勤代休時間の指定及び手続きに関する必要な事項は、全国知事会事務局職員等の服務に関する規則施行規程で定める。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月六日から施行し、同年五月一日から適用する。

とを命ずる必要がある日に割り振ること(以下「週休日の振替」という。)ができる。

(休日日の代休日)

第六条の三 事務総長は、職員に休日である勤務日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、規程の定めるところにより、当該休日前に、当該休日にかわる日(以下「第休日」という。)として当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。